

油漏えい検知システム 油太郎Ⅱ

「安全上のご注意」

本製品をお取扱いいただく前に、本書をよくお読みの上、正しくお使いください。
お読みになったあとは大切に保管し、必要なときにお読みください。

- 取付け・稼働・保守・点検などの前に、必ず本書と本製品の取扱説明書の内容をよく理解した上で正しく安全にお使いください。
- 本製品は、厳しい品質管理のもとに製造していますが、本製品が万一故障することにより人命、身体または財産に重大な損害が予測される場合は、前もってこれを回避するための措置を講じてください。

■ 安全に関する絵表示について

安全に関する内容により、その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解した上で、本文をお読みください。

	危険	：この表示を無視して誤った取扱いをすると、人が死亡したり重傷を負ったりするほか爆発や火災が切迫して発生することが想定される内容を示しています。
	警告	：この表示を無視して誤った取扱いをすると、人が死亡したり重傷を負ったりするほか爆発や火災を起こす可能性が想定される内容を示しています。

■ 絵表示の例



△記号は注意(危険や警告を含む)が必要な内容があることを告げるものです。
図の中や近傍に具体的な注意内容(左図の場合は感電注意)が描かれています。



○記号は禁止の行為であることを告げるものです。 図の中や近傍に具体的な禁止内容が描かれています。



●記号は強制(必ず実行していただくこと)を示すものです。 図の中や近傍に具体的な指示内容(左図の場合は特定しない一般的な使用者の行為)が描かれています。

注：本P L文書は、ガソリン・軽油・灯油・A重油を対象としています。
その他の液種へのご使用については、最寄りの当社支店・営業所(8ページ)へお問い合わせください。

油センサー

 危 険	
 電 線 管 工 事	■ 電線管工事は消防関係法令や電気関係法令などに基づいた工事をおこなってください。 また、電線管コネクタやプリカチューブなどは全て防水型を使用し、各ネジ込み部のシールを充分におこなってください。 上記のことを守らないとベーパー(可燃性ガス)引火・爆発事故などのおそれがあります。
 警 告	
 禁 止	■ 本センサーは、コケや藻や汚物などがある環境で使用しないでください。 上記のことを守らないと油検知が正常に作動しない原因となります。
 中継ボックスの 締付け	■ 中継ボックスの蓋および外部信号ケーブル線の導入部などは、しっかりと締め付けてください。 上記のことを守らないと腐食による接触不良などにより、誤作動や故障などの原因となります。
 ケーブル加工後の 結 線	■ 中継ボックス内で結線をする際は、専用圧着端子を用いて結線をしてください。 上記のことを守らないとケーブル線の導通不良により、誤作動や故障などの原因となります。
 禁 止	■ 設置完了後は、メンテナンス時を除き、中継ボックスの蓋をあけないでください。 上記のことを守らないと短絡(ショート)や腐食による接触不良などにより、誤作動や故障などの原因となります。
 禁 止	■ 中継ボックスは、水に浸かった状態や水没した状態で使用しないでください。 中継ボックスは、密閉構造となっていますが、経年変化などにより、パッキン類やシール面などが劣化した場合、入水による短絡(ショート)や腐食による接触不良などにより、誤作動などの故障の原因となります。 中継ボックスが水に浸かったり、水没したりしないように必要な処置を講じてください。
 センサー検知部	■ センサーの検知範囲が全て浸水した場合は、油を検知することができません。 センサーの検知範囲内に水位が下がった後は、油を検知することができます。
 センサーの交換	■ 油を検知したセンサーは、必ず交換してください。 本センサーは、油を検知する都度、交換が必要です。 油を検知した際には、速やかに最寄りの当社支店・営業所(8 ページ)へご連絡の上、新品のセンサーと交換(有償)してください。

警報装置、簡易型警報装置

 危 険	
 非危険場所への設置	■ 法規上、非危険場所に設置してください。 上記のことを守らないと引火・爆発事故などのおそれがあります。
 警 告	
 警報の確認	■ 警報装置および簡易型警報装置は、各警報が発せられた際に常時確認できる場所に設置してください。確認できる場所に設置できない場合は、警報ブザーなどを、各警報が発せられた際に常時確認できる場所に設置してください。 漏えい警報を見落とした場合、漏えい事故が拡大するおそれがあります。
 警報発報時の対応	■ 警報が発せられた場合は、速やかに検知場所の点検をおこない、適切な処置を講じてください。 上記のことを守らないと引火・爆発事故などのおそれがあります。 なお、検知場所の点検をおこなっても、異常が確認されない場合は、最寄りの当社支店・営業所(8 ページ)へお問い合わせください。
 禁 止	■ 設置完了後、警報装置の前面扉は、メンテナンス時を除きあけないでください。 内部回路には電圧がかかっており、感電事故などのおそれがあります。
 単 独 配 線 工 事	■ 中継ボックスから警報装置および簡易型警報装置までのケーブル線は、導体公称断面積 0.75mm² 以上のシールド付きケーブルを使用し、単独の金属電線管工事をおこなってください。 上記のことを守らないと引火・爆発事故、誤作動や故障などのおそれがあります。
 D 種 接 地 工 事	■ 法規上、D種設置工事(接地抵抗 100Ω 以下)をおこなってください。 上記のことを守らないと引火、爆発事故、感電事故、故障などの原因となるほか、漏えい検知機能が正常に作動しないおそれがあります。
 ケーブル加工後の 結 線	■ 警報装置および簡易型警報装置の端子台に結線する際は、ケーブル線に絶縁被膜付き圧着端子加工などを施してから、結線をしてください。 上記のことを守らないとケーブル線の導通不良により、漏えい検知機能が正常に作動しないおそれがあるほか、故障などの原因となります。

警報装置、簡易型警報装置

 警 告	
 誤 作 動 確 認	■ 本製品と他の機器およびシステムが接続されている場合に、本製品の入力電源を切る際は、他の機器およびシステムに誤作動が生じないことを確認の上、実施してください。 上記のことを守らないと誤作動などの原因になりますのでご注意ください。
 接点定格内での 使 用	■ 本製品と他の製品または電気回路などを接続する際は、本製品の接点定格の範囲内でご使用ください。 上記のことを守らないと誤作動などの故障のおそれがあります。

そ の 他

 警 告	
 関係法令の遵守	■ 危険物の貯蔵または取扱いをする施設に本製品の設置をする際は、消防関係法令や電気関係法令などに基づいた工事を実施してください。 上記のことを守らないと引火・爆発事故、誤作動や故障などのおそれがあります。
 保 守 点 検	■ 1年に1回以上の、計装工事または電気工事などの専門技術者による保守点検を実施してください。 上記のことを守らないと引火・爆発事故、誤作動や故障などのおそれがあります。
 入 力 電 源 OFF	■ 本製品の結線および保守点検などの作業をおこなう際は、入力電源を切ってから実施してください。 短絡(ショート)による火災、感電事故、故障などのおそれがあります。
 禁 止	■ 本製品は絶対に分解や組み直し・修理・改造などはおこなわないでください。 上記のことを守らないと引火・爆発事故、感電事故、誤作動や故障などのおそれがあります。

そ の 他

 警 告	
 安 全 設 計	■ 電気・電子部品、機器の故障発生とご使用時の装置、システムの製品安全設計のお願い。 当社は品質、信頼性の向上に努めていますが、一般的に電気・電子部品、機器はある確率で故障が発生します。また、使用環境、使用条件などによって耐久性が異なります。したがって、当社製品のご使用に当たっては、その製品の故障または寿命により、結果として人身事故、火災事故、漏えい事故、または社会的な損害などを生じさせないよう、冗長設計、引火・爆発防止設計・延焼対策設計、漏えい事故対策設計、誤作動防止設計などの安全設計や1年に1回以上の保守点検の実施をお願いいたします。
 設 置 環 境	■ 本製品は仕様に基づいた環境に設置してください。 上記のことを守らないと引火・爆発事故、漏えい事故、故障などのおそれがあります。
 適正な取付け	■ 本製品は取扱説明書に基づいて正しく取り付けてください。 上記のことを守らないと引火・爆発事故、漏えい事故、故障などのおそれがあります。
 禁 止	■ 本製品の上に乗るなど、外的な荷重をかけないでください。 上記のことを守らないと引火・爆発事故、漏えい事故、誤作動や故障などのおそれがあります。
 専門技術者による 工 事	■ 本製品の取付・設置・結線・作動確認・保守点検などの作業については、計装工事または電気工事などの専門技術者が実施してください。 上記のことを守らないと引火・爆発事故、漏えい事故、故障などのおそれがあります。
 産業廃棄物処理	■ 保守点検などで交換した部品や機器類は、産業廃棄物として処理をしてください。 上記のことを守らないと環境汚染の原因となります。

そ の 他

 警 告	
 メンテナンス・コール	■ 異常を見つけたときは、速やかに当社へご連絡ください。 本製品に対して異常や不明点など、何かお気付きの際は速やかに最寄りの当社支店・営業所(8 ページ)へご連絡ください。
 補修用性能部品	■ 本製品の補修用性能部品は、製造打切り後最低 8 年間保有しています。 性能部品とは、その製品の機能を維持するために必要な部品です。ただし、部品メーカーの生産中止などにより、8 年未満であっても、供給不可能な場合が生じることがありますので、あらかじめご了承ください。
 警 告	■ 本製品の使用または不具合により、漏えいを検知し得なかったことに起因または関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いませんのであらかじめご了承ください。
 警 告	■ 本製品は、ガソリン・軽油・灯油・A 重油を対象としています。 前記以外の他の液種へのご使用につきましては、最寄りの当社支店・営業所(8 ページ)へお問い合わせください。 なお、前記以外の他の液種へのご使用の場合、一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
 警 告	■ 当社は、当社が実施した機器の取付・点検・修理・取替などの作業において、当社の責めによって現地設備(タンク・配管・電線など)に故障や破損などが生じた場合は、無償で同設備の補修や修復をおこないます。ただし、故障や破損などの発生が ① 現地設備の老朽化(錆による腐食や劣化など) ② 不可抗力 ③ 自然災害や迷走電流などの外的要因 などに起因するものである場合はこの限りではありません。 なお、上記の補修や修復以外については、当社の責任の有無にかかわらず、いかなる場合においても上記故障や破損などに起因または関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いませんのであらかじめご了承ください。
 警 告	■ 火災、地震、水害、落雷、その他天災地変または公害、塩害、ガス害(硫化ガスなど)、異常電圧、指定外の使用電源(電圧、周波数)などによって生じた、本製品、または、本製品と当社他製品または他社の製品とを接続した際の不具合に起因もしくは関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

そ の 他



警

告



警

告

■ 当社は、本製品について次の保証をいたします。ただし、当該保証は日本国内で使用される場合に限りです。

- ① 本製品の保証期間は納入日から１年間といたします。
- ② 保証期間中、正常なご使用にもかかわらず当社の設計・工作などの不備により不具合(故障、破損、作動不良、漏えいや入水の発生を検知し得なかった場合など)が発生した場合は、不具合箇所を無償修理または交換いたします。
この場合、当社は修理代や交換部品代および修理・交換のための技術員の派遣費用を負担いたしますが、その他の費用の負担は免除させていただきます。
- ③ ただし、以下のいずれかに該当する場合、修理・交換にかかる費用は有償とさせていただきます。
 - (１) 保証期間経過後の不具合。
 - (２) 正常でない使用、または保存による不具合。
 - (３) 火災、天災、地変などの災害および不可抗力による不具合。
 - (４) 当社指定品以外の部品を使用した場合の不具合。
 - (５) 当社および当社指定業者以外の修理、改造による不具合。
 - (６) その他当社の責めによらない不具合。
- ④ 当社の責任は、上記①および②の製品保証に限られるものとし、それ以外については、当社の責任の有無にかかわらず、いかなる場合においても下記(１)(２)(３)に起因または関連する直接損害、間接損害、特別損害、拡大損害、逸失利益、その他一切の損害について、当社は責任を負いませんのであらかじめご了承ください。
 - (１) 本製品の使用や不具合。
 - (２) 本製品と当社または他社の製品(ソフトウェアを含む)などを接続、連携や併用などおこなった際の使用や不具合。
「製品(ソフトウェアを含む)などを接続、連携や併用など」とは、下記(ア)(イ)などのあらゆる接続、連携や併用などを意味するものとします。
 - (ア) 本製品と当社の製品(ソフトウェアを含む)やサービス(役務その他)などの接続、連携や併用など。
 - (イ) 本製品と他社の製品(ソフトウェアを含む)やサービス(役務その他)などの接続、連携や併用など。
- ⑤ 消耗品※や、それに関連する費用(取替費など)については、当社の帰責性の有無にかかわらず全て有償となります。
※消耗品とはパッキン、Ｏリングなど当初から消耗の予想される部品のことです。
- ⑥ 万一、法的責任の賠償義務が生じた場合であっても、損害賠償額は、本製品の販売価格を上限とします。

サービスネットワーク

東京営業本部	〒152-0002	東京都目黒区目黒本町 2 丁目 9-5 TEL (03) 3716-5777(代) FAX (03) 3716-2384
本社	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前 4 丁目 33-32 TEL (092) 431-5131(代) FAX (092) 431-3851
東京支店	〒152-0002	東京都目黒区目黒本町 2 丁目 9-5 TEL (03) 3716-2391 FAX (03) 3716-2384
大宮営業所	〒331-0821	さいたま市北区别所町 52-10 TEL (048) 663-9775 FAX (048) 663-9758
名古屋支店	〒453-0056	名古屋市中村区砂田町 3 丁目 18 TEL (052) 411-7782 FAX (052) 411-7791
大阪支店	〒532-0003	大阪市淀川区宮原 1 丁目 4-20 TEL (06) 6399-0515 FAX (06) 6399-0516
札幌営業所	〒003-0002	札幌市白石区東札幌二条 3 丁目 2-39 TEL (011) 812-9528 FAX (011) 812-9529
青森営業所	〒030-0853	青森市金沢 3 丁目 8-40 TEL (017) 735-5222 FAX (022) 239-6627
仙台営業所	〒983-0043	仙台市宮城野区萩野町 1 丁目 12-4 TEL (022) 239-6626 FAX (022) 239-6627
金沢営業所	〒921-8011	金沢市入江 2 丁目 78 番地 TEL (076) 292-1612 FAX (076) 292-1621
岡山営業所	〒700-0964	岡山市北区中仙道 1 丁目 1-31 TEL (086) 243-3255 FAX (086) 245-1232
広島営業所	〒733-0003	広島市西区三篠町 2 丁目 3-22 TEL (082) 237-9231 FAX (082) 237-9244
高松営業所	〒760-0008	高松市中野町 27-14 TEL (087) 834-7555 FAX (087) 834-7562
松山営業所	〒790-0932	松山市東石井 6 丁目 2-1 TEL (089) 958-9261 FAX (089) 958-9261
福岡支店	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前 4 丁目 33-32 TEL (092) 431-1000 FAX (092) 431-3851
鹿児島営業所	〒890-0063	鹿児島市鴨池 1 丁目 18-1 TEL (099) 252-5861 FAX (099) 252-5732
沖縄営業所	〒901-2111	沖縄県浦添市経塚 676-1 TEL (098) 878-6068 FAX (099) 252-5732

[SKKホームページ] www.showa-kiki.co.jp